

令和七年三月二十四日付け広島県報（定期）第二十三号に登載の広島県人事委員会規則第十八号（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
一	改正前の欄の九行 目から一〇行目	給料月額	給料月額
一	改正前の欄の後ろ から七行目	給料月額	給料月額